

経

営

情

報

2019.12.3

No.421

「事業承継計画」策定のポイント

中小企業においては、2025年までに、平均引退年齢である70歳を超える経営者が約245万人となり、そのうち約半数の127万人(日本企業全体の約3割)が後継者未定と予測される等、事業承継が喫緊の課題となっています。事業承継は、後継者の育成期間も考慮すると、準備に5～10年ほどかかると言われており、早めの準備及び計画的な取組みが必要となりますが、多くの企業で準備が進んでいないのが現状です。

こうしたなか、円滑な事業承継を進めるための手段として、「事業承継計画」の策定が推奨されています。国も、各地域に設置した「事業承継ネットワーク」を通じて、「事業承継診断」の実施とともに、事業承継に係る課題の解決に向けて「事業承継計画」の策定支援を進めています。

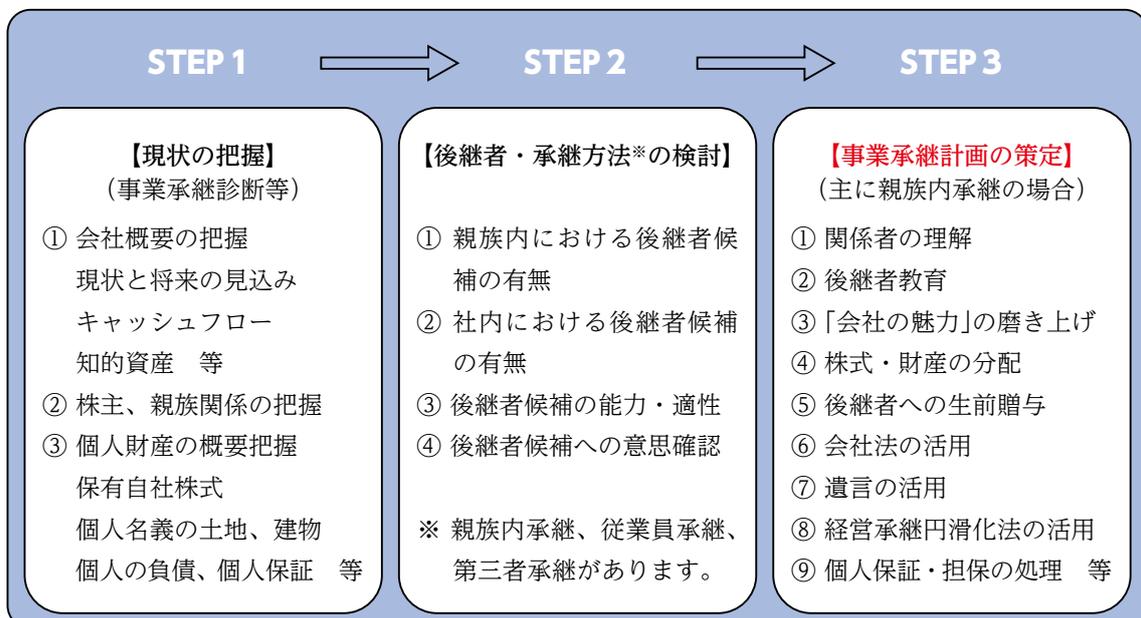
本号では、「事業承継計画」の概要とその策定のポイントについて紹介します。

1.「事業承継計画」とは

「事業承継計画」とは、中長期の経営計画に、事業承継の時期、課題項目、具体的な対策を盛り込んだものを言います。事業承継を検討するにあたって、企業が置かれている立場や状況がさまざまであることを踏まえ、経営者が、後継者や親族等と一緒に、取引先や従業員、金融機関等との関係等も考慮しながら策定していきます。

事業承継を着実に進めていくためには、事業承継に係る自社の課題を把握した後、できる限り速やかに「事業承継計画」の策定に着手することが重要です。

「事業承継計画」策定までのステップ



「中小企業経営者のための事業承継対策(令和元年度版)」(中小企業基盤整備機構)を加工して作成

2.「事業承継計画」策定のポイント

「事業承継計画」策定にあたっては、「現状の把握」と「将来の見通し」が重要です。以下のチェックリストを参考に、必要に応じて、専門家・支援機関のサポートを得ながら、策定を進めてください。

策定にあたってのチェックポイント			
No.		チェックポイント	✓
1	現状の把握	会社の経営資源の状況はどうなっていますか？ ▶ 従業員数、年齢層、資産、負債、キャッシュフローの現状や今後の見込みなど。	
2		会社の経営リスクの状況はどうなっていますか？ ▶ 事業の外部環境や、会社の競争力の現状や将来性など。	
3		経営者自身にかかる事業用資産などの状況はどうですか？ ▶ 自社株式の保有状況、個人名義の土地・建物、負債、個人保証の状況など。	
4		後継者候補はいますか？ ▶ 後継者候補は、親族内か、従業員や外部からの招聘か。現時点で未定の場合、後継者についてどう考えているか。 ▶ 後継者候補の能力や適性、年齢や経歴、事業への興味、会社経営に対する意欲はどうか。 ▶ 経営に対する価値観や信条等を明確にするため、後継者候補に経営者の経営理念や経営方針を伝えているか。	
5		相続が発生する際に予想される問題点はありますか？ ▶ 法定相続人及び相互の人間関係・株式保有状況等の確認は行っているか。 ▶ 相続財産の特定や、相続税額の試算、納税方法(相続税・贈与税の納税猶予制度)の検討などは行っているか。	
6	将来の見通し	中長期的な経営計画を作成しましょう。 ▶ 会社の現状を詳細に分析した上で、中長期的な方向性(経営ビジョン)の決定、売上高、利益等の数値目標を設定し、これらの達成に向けた具体的な行動予定や作業項目を明らかにしているか。	
7		事業承継の具体的な時期を検討しましょう。 ▶ 事業承継対策には、一定の期間が必要であるため、具体的な取り組み時期を検討して、早めに取りかかれるように準備しているか。	
8		さまざまな支援策があります。会社の課題に応じて活用を検討しましょう。 ▶ 経営承継円滑化法による相続税や贈与税の納税猶予制度、民法特例や金融支援策の活用。 ▶ 事業用財産の後継者への集中を図るため、遺言の活用を検討。 ▶ 株式を分散させないために、定款に「譲渡制限」ならびに「相続人に対する売渡請求」規定を設けることなど。	

「中小企業経営者のための事業承継対策(令和元年度版)」(中小企業基盤整備機構)を加工して作成

次頁では、「事業承継計画」の具体例を見ていきます。

なお、「事業承継計画」の様式は、中小企業基盤整備機構ホームページ

(https://www.smrj.go.jp/doc/tool/jigyoshoukei_keikakuhyou.xlsx)からご利用いただけます。

策定の具体例

1 まず、会社の中長期の事業計画を作成します。

2 太郎や学以外の株主に相続が発生した時に備えて、株式を会社が売渡請求できるように定款に定めます。

3 分散している株式を会社が買い取り、金庫株として保有します。
株式取得に必要な資金を調達します。
良好な関係先から順次実行します。

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
1 事業計画	売上高	10億円	→				13億円	→				15億円	
	経常利益	5千万円	→				7千万円	→				9千万円	
会社	定款・株式・その他		2 [相続人に対する売渡請求制度]の導入	3 太郎の弟から株式取得(金庫株)	元役員Cから株式取得(金庫株)		4 太郎に退職金支給	4 社長交代の時に太郎に退職金を支給します。この財源の準備が必要です。保険の活用も有効です。					
	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
現経営者(太郎)	役職	社長	→				会長	→		相談役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	5 社内へ計画発表		取引先・金融機関に公表								
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する											
	株式・財産の分配	5 後継者が決まり、基本方針が決まれば、まず社内に公表します。					6 公正証書遺言の作成		6 二男、長女の遺留分に配慮した公正証書遺言を作成します。				
	持株(%)	70%	67%	64%	61%	58%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
		7 8 毎年贈与(暦年課税制度)				相続時精算課税制度							
後継者(学)	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役	→		専務	→		社長	→			
	後継者教育	社内	工場	→		営業部門	→		本社管理部門	→			
		経営者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する											
	持株(%)	0%	3%	6%	9%	12%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	
		7 8 毎年贈与(暦年課税制度)				相続時精算課税制度							
補足	・遺留分に配慮した遺言書の作成(妻へは自宅不動産と現預金、学へは自社株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分)												

【注意】計画の実行にあたっては専門家と十分に協議した上で行ってください。

7 暦年課税制度：暦年毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度(110万円の基礎控除あり)。
相続時精算課税制度：60歳以上の親(又は祖父母)から20歳(令和4年4月1日以降の贈与は18歳)以上の子(又は孫)への贈与について、暦年課税制度との選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度(暦年課税制度の再選択は不可)。

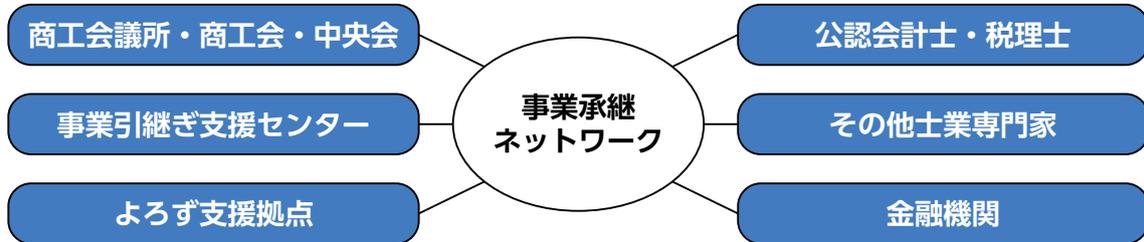
8 事業承継税制(特例措置)を活用する場合には、令和5年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出する必要があります。

3. 「事業承継計画」策定に係る支援先

主な専門家・支援機関

「事業承継計画」の策定と実行にあたっては、さまざまな専門知識が必要となるため、課題項目に応じて専門家・支援機関のサポートを受けることが重要です。

「事業承継ネットワーク」に参画する主な専門家・支援機関は、以下のとおりです。



【日本公庫】事業承継・集約・活性化支援資金＜事業承継計画関連＞のご紹介

日本公庫では、現経営者が後継者と共に事業承継計画※を策定している方を対象に、その事業承継計画を実施するために必要な資金のご融資を行っています。

※日本公庫が定める様式(「事業承継計画書」)の記載・提出が必要です。

ご利用いただける方	中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む）と共に事業承継計画を策定している方（注） （注）ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方
資金のお使いみち	「ご利用いただける方」に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	【中小企業事業の場合】7億2,000万円 【国民生活事業の場合】7,200万円（うち運転資金4,800万円）
ご返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

（注1）ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

（注2）融資制度の詳細については、日本公庫支店窓口または事業資金相談ダイヤル（☎0120-154-505 平日9時～17時）までご相談ください。

●様式・策定マニュアル

中小企業基盤整備機構ホームページ(<https://www.smrj.go.jp/tool/supporter/succession1/index.html>)

- ▶ 「中小企業経営者のための事業承継対策」
- ▶ 「事業承継計画表記入様式」

（中小企業基盤整備機構）

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>